

1 2 月 2 3 日 (月) ぶらさがり用想定

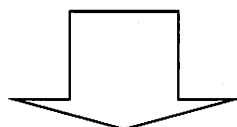
問. 金融庁職員及び東京証券取引所元職員らによるインサイダー取引事案に関して、本日（23日（月））、証券取引等監視委員会が東京地方検察庁に告発を行ったが、大臣の受け止め及びこれを受けた金融庁の対応如何。

（答）

- 市場を監督する立場にある金融庁職員や東京証券取引所の元職員らが、本日、金融商品取引法上のインサイダー取引規制違反に係る嫌疑で証券取引等監視委員会により告発されたことは、
- 金融行政に対する信頼を揺るがすとともに、我が国の金融市場の信用を揺るがすもので、あってはならないことであり、大変遺憾です。

【金融庁職員によるインサイダー取引】

- 金融庁では、この告発を受け、本日、関係者の懲戒処分をしました。まず、当該職員を、



（次頁あり）

国家公務員法に基づき、免職としました。

また、

- ・ 当該職員が行為時に所属していた企画市場局企業開示課の課長を減給10分の1、3か月とし、
- ・ 企画市場局の前局長（現長官）及び現局長を戒告としました。

この管理監督者の処分は、インサイダー取引規制違反が職務と密接に関連しており、金融機関等における事案が相次ぐ中、

このような規制当局の担当者による違反は、社会的影響も非常に大きいものであることから、監督責任を重く受け止めたものです。

- 今後、こうした事案が決して繰り返されることのないよう、再発防止策として、
庁内隅々までの法令等遵守意識の浸透、
TOB審査担当者等による株取引禁止、

採用時・出向者受入れ時の確認の強化等を
しっかりと実行し、我が国の金融行政と金融市場の
信用の確保に尽力してまいります。

〔 ○ 詳細はこのあと事務方より説明させます。 〕

【東証元職員らによるインサイダー取引】

- また、金融庁としては、JPX及び東証において、今後、このような事案が発生することのないよう、発生原因の分析と、それを踏まえた実効性ある再発防止策を講じていただくことが重要と考えております。
- このため、金融庁として、こうした事実関係等を確認するため、報告徴求命令を発出する予定です。

(参考 1) 金融庁ウェブページ公表文

金融庁職員による金融商品取引法違反行為について

本日、証券取引等監視委員会が東京地方検察庁に、金融庁職員（総合政策局付）を金融商品取引法違反（内部者取引）の嫌疑で告発した。本件に係る関係者の懲戒処分は下記のとおり。当庁は、こうした事案が繰り返されることのないよう、再発防止策（別紙）に取り組む。

記

○ 関係者の懲戒処分（23 日付発令）

当該職員については、国家公務員法第 82 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に基づき、免職とする。

また、当該職員に対する監督責任について、当該職員による金融商品取引法違反は、職務と密接に関連しており、金融機関等における事案が相次ぐ中、このような規制当局の担当者による違反は、社会的影響も非常に大きいものであることから、その責任を重く受け止め、当該職員が行為時に所属していた企画市場局企業開示課の課長を減給 10 分の 1、3 か月とし、企画市場局長（前局長及び現局長）を戒告とする。

再発防止策について

① 庁内隅々までの法令等遵守意識の浸透

- ・ インサイダー取引規制に特化した研修を証券取引等監視委員会と協力の上創設。
全職員に実施（年明け及び毎年夏）。
同研修の際、全職員は、法令等遵守の誓約書を提出。
- ・ インサイダー取引規制違反のリスクがある課の管理職は、職員の着任時に、株式等取引の状況を把握(クリアランス)し、法令等の遵守を指導。
更に、当該管理職は、毎年冬に、職員の株式等取引の状況の報告を受け、必要な指導を行う。
- ・ 全管理職は、職員一人一人の身上を丁寧に把握し、個々の状況に応じた法令等遵守の指導を行う。
- ・ 法令や内規への違反の未然防止のため、違反の疑いがある行為を目や耳にしたら専用窓口にご相談するよう全職員に促す。

② TOB審査担当者等による株取引禁止

- ・ 担当者について、在任中の個別株の取引を原則禁止し、やむを得ない理由による取引は事前承認（内規改正）。

③ 採用時・出向者受入時の確認の強化

- ・ 採用候補者や出向予定者に対して、事前に面接のうえ、インサイダー取引規制をはじめとする法令や内規を個別に説明。採用・受入後も改めて実施し、その際、対象者は法令等遵守の誓約書を提出。
- ・ 出向元に対して、出向予定者の適性等を確認の上、金融庁の業務特性を踏まえ、法令等の遵守を出向予定者に求めるよう、要請。

④ PDCAの実践

- ・ ①から③の実施状況を年1回確認し、所要の改善を実施。

(参考2) 2024年12月19日 参・財金委 勝部賢志(立憲)議員(未定稿)

(勝部議員)

東京証券取引所職員、さらに最高裁から金融庁に出向中の職員によるインサイダー取引事件、業をつかさどる所管省庁による不祥事でありますので、これは信じがたい事件だと、そして許しがたい事件だと思います。このことによって失われる信用や信頼というのは、個別金融機関の比じゃないと思います。霞が関が誇ってきた、いわゆるその倫理観の高さ、あるいは使命感、そういったものがどこへいってしまったのかと嘆かざるを得ない状況ですけれども、今、金融教育というものをですね、学校教育や社会教育で取り扱ってはどうかということで現場にも入ってきているわけですけれども、その前に、まず金融庁をはじめとした行政をつかさどる公務員の社会的責任に応じた倫理確立の再教育が必要だと考えますけれども、加藤大臣の所見を伺います。

(加藤金融担当大臣)

金融庁職員一人一人が国民全体の奉仕者としての使命を自覚をし、厳正な規律と高い倫理観を保持し、公共の利益の増進を図っていく、こういう役割を担っているというものでございます。

それにもかかわらず、市場を監督する立場にある金融庁において、職員のインサイダー取引と疑われる事案が判明したことは、まさに金融行政そのものに対する信頼を揺らがせると同時に、金融機関等による事案と相俟って、我が国の金融市場の信頼を揺るがすもので、あってはならないことであり、大変遺憾な事態でございます。

金融庁としては、証券取引等監視委員会による今後の調査結果等を踏まえ、厳正に対処するとともに、研修の強化などの再発防止策を策定し、これをしっかりと実行していきたいと考えております。

こうした取組を通じて、金融庁内の隅々まで高い倫理観を根付かせて、またその倫理観に則った、これからはしっかりと仕事をしていただけるよう取り組んでいきたいと考えています。

(勝部議員)

この問題については、これからこの財政金融委員会の中でも私自身もですね、しっかり見つめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。